資料２

育成拠点機能　運営体制（修正案）

１　学修者の資格及び選抜方法等

(1)　学修者の資格

①　高校卒業程度

②　心身共に健康で、学ぶ意欲があること。

③　他者と良好な関係を築けること。

(2)　選抜方法

①　履歴書（志望動機など含む）を事前提出させ、面接試験を実施

②　評価基準は、カリキュラムに定めた修了時に目指す人物像※になるための資質を有していることとし、面接試験を踏まえ「コミュニケーション能力」「学修意欲」「自主性」「鍛冶の仕事に対する認識のずれの有無」の４項目により評価する。

※　「鍛冶製品の製造に必要な基礎的な知識・技術を習得し、職人として成長し続けることができるような適性・コミュニケーション能力を有する人物」

【参考】

三条市立大学では、学校推薦型選抜で面接試験を実施しており、「コミュニケーション能力」「論理的思考」「学修意欲」「自主性」「志望分野の理解度」の５項目で評価している。

③　面接試験実施者

本事業実施者２名、三条市１名

２　学修課目の指導者の資格

(1)　座学

①　鉄及び鋼の加工に必要な、熱処理等の科学的性質や図面・工程について知識が深く、かつ鍛冶製品の製造と関連づけ指導できる。

②　商品の企画・開発、製造、販売等の一連の企業活動や原価計算、知的財産権等の企業経営の基礎について指導できる。

(2)　実技

①　鍛冶製品の製造に使用する道具、設備の使用方法について指導できる。

②　鍛造、熱処理、歪み取り、研ぎなど、鍛冶製品の完成に必要な一連の製造工程を指導し、学修者の熟度に応じた指導・評価ができる。

3　学修に必要な施設及び設備等

(1)　座学

①　三条鍛冶道場、三条市立大学、三条テクノスクール及び近隣公共施設で実施する。

②　三条市立大学との連携について

三条市立大学では、本地域に広く学習機会を提供するため、単位修得を目的とせず授業科目を聴講できる「聴講生制度」を運用している。カリキュラムで定めた学修科目と共通する科目については、適宜本制度を活用する。

③　三条テクノスクールとの連携について

三条テクノスクールでは、本地域の職業訓練受講ニーズを踏まえ、企業や団体からの要望に対応する「オーダーメイド型訓練」を実施している。カリキュラムで定めた学修科目のうち対応可能な科目については、適宜本訓練を活用する。

【聴講生制度及びオーダーメイド型訓練受講予定科目】

学修科目（カリキュラム）	学修時期			
	１年前期	１年後期	２年前期	２年後期
製図・CAD~~・デザイン~~	~~自前~~テクノ※1	~~自前~~	－	－
デザイン	－	テクノ	－	－
機械材料学（材料工学）	市立大学※2 ~~※3 材料工学概論~~	市立大学※4 ~~材料工学、実用材料工学~~	－	－
測定・検査・試験	~~自前~~テクノ、市立大学※2	－	－	－
安全衛生	~~自前~~テクノ	－	－	－
材料力学基礎	市立大学※2	市立大学※5 ~~材料力学~~	－	－
生産工学・品質管理	市立大学※2	~~生産管理論~~	－	市立大学※6
加工技術	市立大学※2 ~~※7 加工学概論~~	－	－	－
企業経営（会計、知財等）	－	－	~~自前~~テクノ	~~自前~~テクノ

※１　三条テクノスクール「オーダーメイド型訓練」
※２　三条市立大学「刃物製造技術論」
※３　三条市立大学「材料工学概論」
※４　三条市立大学「材料工学」
※５　三条市立大学「材料力学」
※６　三条市立大学「生産管理論」
※７　三条市立大学「加工学概論」

【三条テクノスクールとの連携を追加する理由】
自前（＝鍛冶道場に講師を呼び講座を実施）の運用方法について、同スクールの知見を得ようと相談したところ、オーダーメイド型訓練として同スクールで実施できる可能性があることが判明。自前よりもオーダーメイド型訓練のほうが、効率的かつ費用も抑えられる可能性が高いため、同スクールとの連携について整理を進めている。

(2)　実技

三条鍛冶道場に加え、２年次には協力事業所において指導してもらう。

学修科目	学修に必要な設備	三条鍛冶道場既存設備（数量）
道具、設備の使用方法		実技全体を通じて学修
鍛造（鍛接、成形）	炉、スプリングハンマー、金床	ガス炉（１）、スプリングハンマー(大２、小1)、金床（12　※うち角付２）
熱処理（焼入れ、焼戻し）	炉	ガス炉（１）、コークス炉(大６、小２）
研ぎ（水砥、手研ぎ）	グラインダー、バフレース、水研機、エンドレスペーパー	グラインダー(１)、大型グラインダー(２)、バフレース(２)、水研機（大２、小２、両頭１)、エンドレスペーパー（４）
その他（柄仕込み、熔接等）	ショットブラスト等	ショットブラスト(大１、小１）

(3)　移動

三条市立大学、三条テクノスクール及び協力事業所への移動は、事業実施主体による送迎を基本とする。

4　事業実施主体

事業実施体制を下記の例のとおり検討する必要がある。

事業実施主体	メリット	デメリット
民間任意団体（市は負担金の支出を検討）	・事業内容や運営体制を比較的柔軟に変更できる。 ・体制が整い次第、学修者の募集を開始できる。	・より自立的な運営体制が求められる。
市（委託事業）	・市が行う事業として公平に実施することができる。	・予算の議決後でないと学修者の募集ができない（４月の事業開始が困難である)。